

堺市立総合医療センターにおける白内障手術装置の物品調達に係る一般競争入札を実施するので、地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程（平成24年制定）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年9月25日

地方独立行政法人堺市立病院機構
理事長 門田 守人

1 契約担当部署

地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター 管理課
堺市西区家原寺町1丁1番1号
電話 072-272-9958 FAX 072-272-9911

2 入札に付する事項

- (1) 調達物品 白内障手術装置（詳細は別紙「仕様書」のとおり）
- (2) 数量 一台
- (3) 納入場所 堺市立総合医療センター アイセンター
- (4) 納入期限 契約日から平成30年10月31日まで
- (5) 入札担当部署 地方独立行政法人堺市立病院機構
堺市立総合医療センター 管理課
- (6) 本入札については、地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程（平成24年制定。以下「規程」という。）第10条に規定する方式により落札者を決定する。

3 入札参加資格に関する事項

入札参加資格は以下の条件すべてに該当するものでなければならない。

- (1) 規程第3条及び地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程実施細則（平成24年制定。）第2条の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 堺市暴力団排除条例及び堺市暴力団排除条例施行規則による行政処分を受けていない者

4 入札参加手続きに関する事項

本入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格審査申請を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- (1) 申請方法及び申請書類
別途入札説明書に定める。
- (2) 提出先
〒593-8304 堺市西区家原寺町1丁1番1号
地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター 管理課
- (3) 入札参加資格審査申請締切日
平成30年10月5日（金）必着

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成30年10月12日(金) 午前10時00分

(2) 場所

堺市西区家原寺町1丁1番1号

地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター 4階会議室1

(3) その他

郵送又は電送による入札は認めない。また、入札に当たっては、入札参加資格確認結果通知書(写し可)を持参すること。